

私たちの広場

【特集】女性参政六〇年

【新連載】ドイツの政治教育

【連載】

海外トピックス

いまだ健在、スイスの直接民主制



No.289

2006年7月20日

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台	3
特集 女性参政60年	
・ 女性参政60年——女性は政治とどうかかわってきたか	4
進藤 久美子	
・ 女性の生き方と選挙	6
大海 篤子	
・ 海外における女性と選挙参画への方策	9
山口 みつ子	
・ 政治意識の向上をめざして	11
神戸婦人有権者連盟	
海外トピックス いまだ健在、スイスの直接民主制	13
ドイツの政治教育〈第1回〉	14
近藤 孝弘	
人をその気にさせるコミュニケーション〈第2回〉	16
施策紹介 行政改革推進法	18
メイスイ列島フラッシュ	20
愛知県／沖縄県	
絵本 英国・選挙腐敗防止の軌跡〈第2回〉	24
協会からのお知らせ	27

告のデザインです。

〈裏表紙の紹介文〉

本年七月に実施した交通広告および雑誌広

画面全体が黄系統の色を主体に微妙な色調の違いを捉えて美しく着彩されています。描かれていた人物は作者のご家族でしょうか。表情がとても優しく、ほのぼのとした雰囲気伝わってきます。選挙がみんなの笑顔に繋がっていくことが軟らかいタッチで表わされています。

（雑誌「選挙」平成18年1月号から転載）

村上 尚徳

（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

〈表紙の紹介〉

長野県諏訪郡原村立原小学校5年（受賞当時）

小林 星華さん

平成17年度
明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞作品



川上の選挙が濁れば 川下の政治も濁る



尾崎 行雄

1858（安政5）年生～1954（昭和29）年没

尾崎行雄は、民主政治と世界平和の実現にその一生を捧げた政治家といえます。若くして自由民権運動に身を投じ、国会開設（一八九〇年）とともに衆議院議員に選出されて以来、議席にあること六三年、世界議会上の最長記録を打ち立てました。

彼は民主政治の確立を目指し、あらゆる権力の弾圧にも屈せず、つねに民衆の側に立って闘い、その雄弁は天下に鳴り響き、人は彼を「憲政の神様」と呼びました。また、軍国主義が支配するに及んでも、平和の信念を曲げず、国に警告することを止めませんでした。

尾崎は、戦後の日本の建て直しには国民が民主政治を正しく理解することが不可欠であると考え、そのテキストとして『民主政治読本』（昭和二二年刊）を出版します。その中で彼は、一九四六年に大選挙区制限

連記制で行われた第二回総選挙での有権者の投票行動は、因縁や情実、義理や人情がからんだものであったと批判し、「出たい人より出したい人」など九つにわたる「投票の心得」を記しました。この名言は、その結びとして述べられたもので、腐った水にボウフラがわくように、腐った選挙からは自堕落政治のボウフラがわく。日本民主化の大建築は、正しい選挙の土台の上にでなければ建てることはできない、と主張しています。

尾崎は戦後の国会でも活躍し民主主義の普及と世界平和のために尽力しますが、一九五三年の総選挙で落選、政界を引退します。衆議院名誉議員（第一号）の称号を贈られ、衆議院の正面玄関には胸像が建立されています。一九五四年、九五歳の長寿を全うし、「議会政治の父」と仰がれつつ生涯を終えました。



©共同通信社

女性参政 特集 60年

1946（昭和21）年に行われた第22回総選挙で女性参政権が実現してから今年で60年を迎えます。この間、女性の政治参加、政治的地位はどう変化したのか、今後の展望も含めて識者にご執筆いただき、また長年選挙の啓発活動を行っている神戸婦人有権者連盟を取材しました。

一九四六年四月一〇日、女性が初めて選挙権を行使してから、今年で六〇年がたつ。戦後民主主義とともに歩んだ女性たちの政治年は、還暦を迎えた。はたして女性の政治参画は、男性を中心に動き続ける日本の政治に、どのような新しい展望を切り拓いてきたのだろうか。

●プロフィール しんどう くみこ

東洋英和女学院大学国際社会学部教授、法学博士。ペンシルヴァニア州立大学大学院修士課程、立教大学大学院博士課程修了。アメリカ史、ジェンダー・スタディーズを専攻。主な著書に『ジェンダー・ポリティックス—変革期アメリカの政治と女性』『ジェンダーで読む日本政治—歴史と政策』などがある。



女性参政六〇年 「女性は政治にどうかかわってきたか」

進藤 久美子

婦選運動の政治的遺産

女性の政治参画は、女性参政権を要求した戦前の婦選運動を前史としてもつ。大正デモクラシーの中から生まれたその運動は、軍ファシズムの台頭に抗いながら運動を進め、その過程で参政権の要求にとどまらない広い政策課題と、男性とは異なる政治戦略を開花させた。そうした婦選の伝統は、戦後女性たちの政治活動に引き継がれ、これまでの男性中心の政治とは異なる女性の政治参画のありようを形づくってきた。そこでまず、戦前の女性たちの政治的遺産を簡単に跡づけてみよう。

戦前女性参政権運動を嚮導した「婦選獲得同盟」は、関東大震災の救援活動を通して高揚した女性たちの政治意識を背景に、一九二四年左右両翼の女性たちが「大同団結」して組織された。「女性参政権は、あらゆる階層の女性に共通な要求として提携出来る」（市川房枝）とする信念が婦選運動を支え、運動の



第22回総選挙での投票風景

女性たちの政治的能力を高く評価していた内務大臣堀切善次郎であった。

連携の政治様式と理想選挙

角番ではつねに党派を超えた女性たちの組織化が試みられた。その連携の戦略による圧力行為は満州事変前夜、市町村における女性の選挙権・被選挙権を認める婦人公民法案の衆議院通過に結実した。

しかし、軍事的危機が高まり男女平等の政治的権利の要求が困難になると、婦選の女性たちは、「台所と政治を直結」させる問題、政治浄化活動、母子保護の政策へと運動の軸足を転化させていった。伝統的に高潔視される女性が政治の浄化を訴え、子供と母親そして家庭を守る政治活動は、軍国主義国家の保守的政治風土においても受け入れられる価値であったからである。

戦後幣原喜重郎内閣は、マッカーサーの日本民主化五大改革指令の直前、閣僚全員の賛同を得て男女平等の女性参政権付与を閣議決定した。閣議で同政策を提案したのは、戦前東京市長としてガス料金値上げ反対運動や東京市政浄化あるいは選挙粛清とともに戦い、

男女平等の政治的権利を手にした女性たちの戦後六〇年の政治的歩みは、おおむね三つの段階に分類できる。第一は占領期の女性たちの政治的取り組みである。この時期、憲法制定や民法改正等で日本固有の男尊女卑の家制度が解体され、政治的領域にとどまらないあらゆる領域での男女平等が、制度上構築された。それは戦前、男女平等の参政権を要求した婦選運動が目指した到達点に他ならない。

そのため戦後女性たちの政治的立ち上がりは敏速であった。敗戦一〇日後に市川房枝は、「戦後対策婦人委員会」を、一月には女性参政権と女性の政治教育を目的に新日本婦人同盟(後の日本婦人有権者同盟)を組織した。

さらに戦後初の衆議院選挙で女性議員が一举に三九名誕生すると、直ちに超党派女性議員の連携体「婦人議員クラブ」を立ち上げた。それは、女性共通の問題を草の根女性組織と超党派女性議員が取り上げ、政治日程にのせることを目指していた。婦選運動以来のこの連携の政治様式は、一九五六年、戦後女性政策の金字塔のひとつである売春防止法を制定させた。

独立後の一九五三年第三回参議院選挙に市川は、「理想選挙」で立候補する。婦選時代

の政治浄化、選挙粛正の経験から編み出されたその選挙方法は、選挙には「出たい人」ではなく「出したい人」が出るべきであるという信念に基づいていた。そのため候補者は選挙資金を負担せず、支持する人が負担することを原則とした。その方法は、経済的基盤を持たない女性の政治参加を可能とし、以後女性の選挙のモデルとして引き継がれていった。

五五年体制と女性の政治参画

女性たちの政治とのかかわり方の第二段階は、いわゆる五五年体制下で展開する。一九五五年から三八年間続いた自民党単独政権の下でとられた高度経済成長政策は、女性の政治参画に二様の影響を及ぼした。ひとつにその政策は、つねに地域の経済発展を謳い、利益誘導型の政治に傾斜した。政治家は、地域の利益を代弁し、地域住民に仕事を中央から誘導する人が重宝された。それは経済的力を持たない女性が最も参加しにくい政治状況であった。その結果、五五年体制下で女性の政治的代表は極端に少なく、衆議院では七〇年代、八〇年代を通して一%台であった。

他方で経済効率を重視する高度経済成長政策は、例えば従来の有機農業を大量の農薬と化学肥料を使う無機農業に変え、「食の安全」が問われるようになった。またその政策は、大量の工場排水や排煙を原因とした深刻な環

境破壊をもたらした。そうした生活を取り巻く環境の破壊は、家庭の護り手としての女性たちの危機意識を喚起し、女性の政治意識を覚醒した。この時期、粉石けん普及運動から始まった主婦たちの政治組織、生活者ネットワークの「台所と政治をつなぐ」新しい政治的取り組みが、東京を中心に全国の都市部に広まっていった。

ジェンダー共生の政治的模索

女性の政治参画の第三段階は、五五年体制崩壊以降、男女共同参画型社会の創設に向かう女性たちの政治的取り組みである。一九七五年の国際女性年世界女性会議をきっかけに、単に制度的男女平等ではなく実質的な男女平等を模索する国際的な動きが始動し、それは意思決定の場への女性の参画目標を三〇%と設定した。その動きは、日本でもマドナ旋風を巻き起こし、九〇年代以降、国政レベルの女性議員の数が漸増した。さらに世界女性会議に参加した草の根女性たちが、それぞれの地域で女性を政治に送るバックアップ組織を作り、九九年統一地方選挙で女性議員の数を躍進させた。

実質的男女平等を求める女性たちはまた、家庭内暴力や性的嫌がらせ等、私的領域のジェンダー問題を近代史上はじめて政治日程にのせることに成功した。それは第一段階で

の制度的男女の平等を実質的な平等に転成するため、ジェンダー公正の視座から政治を組織みかえる試みであった。世紀転換期、介護保険法、男女共同参画社会基本法等、一連のジェンダーの共生を目指す政策が制度化された。そうした政策もまた、超党派の女性議員、草の根女性組織の連携体として女性行政官からなる三位一体の連携によるものであった。

参政六〇年の女性たちの政治的あゆみは、

女性の生き方と選挙



大海 篤子

女性議員は一〇%を超えるか

女性が地方議会議員になることが「普通」になってきたのは、九〇年代に入ってからである。四年ごとの統一地方議会選挙において一回で一千人以上の女性が当選したのは一九九一年のことであった。同年六月一日の統計では、前回の統一地方選挙以後の四年間に全女性議員の数は二〇三〇人（女性議員比率は

男性中心の政治とは異なる、いまひとつの政治展望を示している。その政治的模索は、異なる価値を持つ人々の、そして人と環境の共生を志向するものであった。しかしいま、戦後日本の民主主義と女性の政治参画は、折り返し点にある。戦後六〇年を見直す改憲の動きやジェンダー批判の潮流が見られる。はたして女性は、未来志向のいまひとつの流れを作りだすことができるのか。女性たちの政治的知恵と力量が問われている。

●プロフィール

おおがい とくこ

子育てを終え、立教大学法学部に。政治学修士。お茶の水女子大学博士課程後期修了（2000年）。博士、社会科学。専攻は「女性と政治」。ブリガム・ヤング大学客員教授をへて、現在、武蔵大学、武蔵工業大学、非常勤講師、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究員、立教大学アジア地域研究所研究員。著書に『ジェンダーと政治参加』（世織書房）ほか多数。

女性地方議員数の推移

統一地方 選挙(年)	都道府県 議会(人)	市・区議会 (人)	町村議会 (人)	合計 (人)	女性議員 比率(%)
1983	36	648	321	1,005	1.4
1987	63	848	509	1,420	2.1
1991	42	1,157	791	2,030	3.1
1995	90	1,492	1,114	2,696	4.1
1999	153	1,976	1,635	3,764	5.9
2003	194	2,360	2,050	4,604	7.6

三・一％)に増えている。また、このとき、女性議員が一人以上いる議会は三〇％を超えた。

一二年後の二〇〇三年の統一地方選挙後には女性議員が一人もない議会は三七・五％と(女性が一人以上いる議会が六二・五％)逆転して、女性議員の数も四六〇四人、全議員の七・六％になった。一二年で多くの議会に女性が進出したことは確かだ。

しかし、有権者は女性が多いのだから、もっと女性議員が増えることが期待される。来年の統一地方選挙後には女性議員の比率が一〇％を超えるであろうか。

生き方を変えた女性たち

女性議員の増えた地域は都市部が多い。地方でも、中心部に女性議員が生まれやすい。なぜなら、地方には強い「地域」あるいは「学区」とよばれる伝統的な地域組織があり、議員はその地域の代表として指名・推薦されて立候補する。その地域の会合の出席者は男性で、女性は出席することも少ないし、候補者として挙げられることもほとんどない。都市部では、無党派層に訴えることで、女性が当選しやすい構造がある。

これまでに大勢の女性地方議会議員等にインタビュー調査を行ったが、その女性たちの姿を四人にまとめてみたい。ここに紹介した女性たちは、政治という女性にとっては慣れない場に出る決意をし、選挙運動を展開し、自分の生き方を変えた人たち、地域を変えた人たち、そして選挙では落選しても地域でがんばっている人たちである。

*Aさん

新しい住宅団地に引っ越してきたAさんは、その町を知るために町議会の傍聴をした。そこで見た議会は、男性ばかりで、汚い野次が飛んだり、寝ている議員がいたり。議会に失望したAさんは議会傍聴の様子を「レポート」にして、コピーを作って、駅で配り始め、もっと大勢の人が傍聴すれば議会が本来の議論の場として活性化すると訴えた。同時に、女性議員を増やすための政治スクールに通

い、どうしたら議会へ地域住民の声を届けることができるか勉強した。そして、仲間ができ、Aさんは補欠選挙に推されて選挙に出たが、その時には落選した。粘り強く「傍聴レポート」を書き、配り続けて、次の選挙では当選した。

議員になった時には、傍聴の経験からすでに議会の仕組みなどに精通していた。議会傍聴は、「選挙のときだけ」の有権者から脱却して、議会のあり方を学ぶいい方法で、各地にAさんやその仲間のような人が増えている。傍聴は個人ででき、その内容をメールであちこちに配れば、コストもかからない「政治参画」である。

*Bさん

Bさんの地域は、選挙事務所では常に食事や酒を振舞うのが当たり前の地域である。Bさんは、選挙にそのようなカネをかけることはよくないことを訴えて立候補した。しかし、地域の風習はなかなか変わらない。Bさんは周囲から「変人」扱いを受けた。

四回目の挑戦を考えているときに、現職町長が収賄で逮捕され、一か月後に町長選、半年後に町議会選挙があり、「きれいな選挙」を訴えてきたBさんはとうとう当選した。Bさんは「議員は正義とスジを通す女性に向いている仕事」と張り切っている。

*Cさん

一九九五年に北京で開かれた国連の世界女

性会議に地域の婦人会から参加したCさんは、世界中のNGOの女性と出会って、女性議員になり、女性の視点で自分の町の問題に取り組むべきだと感じた。Cさんの町には女性議員は一人もいない。高齢化の進む自分の町の問題を訴えて、Cさんは次の選挙に立候補することを決心した。しかし、「地域」に推薦を依頼したら、「選挙というものは人に頼まれてから出るものだ」と断られた。親戚からは「選挙なんかは女がやるものではない」と協力を断られた。

Cさんは、一緒に北京に行ったほかの町の女性たちの応援で選挙運動を楽しくやったが、残念ながら当選できなかった。Cさんはその後環境NPOを設立して、活躍している。

*Dさん

自分の子どもたちに安全な食べ物を食べさせたいと思っていたDさんは、生活協同組合（以下「生協」）に加入した。生協では、おいしくて安い、そして安全なものが消費者の手に届けられる仕組みを作っていく。自分が社会の一員として、知らないことが多いことがわかったDさんは、それからさまざまな会合に出席し、役員も引き受けた。Dさんたちは、月に一回仲間で行っているリサイクル活動を地域全体に広げることがごみの減量に有効だと、ごみのリサイクルを行政に要求した。Dさんたちは、議会に陳情書を出したり、市長や議員と話し合ったりしたが、「リサイクル

はコストがかかる」と耳を貸さない。Dさんたちは、リサイクルという生活に密着した問題が、議会ではなかなか議論されないことを知った。仲間といっしょに選挙で議員を作り、議会で一般質問をすることを目指したDさんが立候補し、議員になった。

Dさんは三年かかって、リサイクルの仕組みを作ることに成功した。議員になったDさんは、仲間と介護保険の勉強会、「みどりのマップ」作り、子どもの安全点検など、活動を広げながら、地域の問題を議会に提案をしている。

このような例に見られるように、女性は自分の地域を住みよいものになりたいという「生活の視点」を持って、議員になろうと決意している。男性との違いは、「利益に結びつかない」公約が少なくないことである。

女性は生活の責任者として長い間、政治から遠ざけられてきた。そのために、「女性は政治に向かない」と思われているが、一九七〇年代から、とくに九〇年代になって自治体主催で各地で開かれている「女性模擬議会」の実態を知れば、女性が自分の住んでいる地域を住みやすい場にすることに熱意を持って、政治の場に進出しようとしていることは確かだ。

急速に変化する女性の生き方と政治

今、日本はスーパージニアーズ社会に突

入しようとしている。合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は一・二五。一方、平均寿命は、女性が八七・五九歳、男性は七八・六四歳（WHO〇六年版報告、二〇〇六年四月三日）と、女性は一九八五年から世界の長寿金メダルを保持している。急速に進む少子化・高齢化の中で女性の生き方も大きく影響されているが、社会環境は十分に対応できていない。これからは、「男性」「女性」というこだわりを持たずに、老若男女が支えあって生きていくことが肝要になる。力仕事が出来た女性も増えていくし、家事の上手な男性も増えている。女性の生き方が大きく変わる中で、女性が声をあげて、自分らしく生きるための手段として、投票や立候補をすることが期待される。

女性が選挙権を得てから六〇年が過ぎた。六〇年前初めて選挙に行った女性は、「夫や姑に何を言われても、選挙だけは自分で決めてきた」、ときっぱり言った（富山県高岡市におけるききとり調査、二〇〇六年）。

女性や若者だけではなく、すべてのの人にとって自分の生き方が変わっているこの時代、この女性のように生活と政治のつながりを見つめて、選挙にかかわっていききたいものだ。

海外における女性と 選挙参画への方策

山口みつ子



●プロフィール
やまぐち みつこ

財団法人市川房枝記念会常務理事、内閣府男女共同参画会議議員。参議院議員市川房枝公設第1秘書（1959～1968）、財団法人婦選会館（現市川記念会）事務局長を経て現職。専門領域は女性の政治教育。主な著書に『市川房枝たちの理想選挙』『地方政治 47人の挑戦』『WOMEN AND POLITICS WORLDWIDE』（いずれも共著）がある。

■選挙制度が及ぼす女性議員の進出度

一九四六年、戦後最初の総選挙は、初めて女性参政権が行使され、三九名の女性議員が誕生した。昨年九月の総選挙は、女性議員が四三名当選し、六〇年ぶりに史上最多となった。小泉首相が女性候補を多数起用した結果であり、これがサプライズと評されたことは記憶に新しい。現在、女性議員は、衆議院議員が四四名で全体の九・二%を占め、参議院議員は、三四名で全体の一四%である。列国議会同盟（IPU）の二〇〇五年一〇月の調査結果（別表）では、下院（衆議院に相当）のある世界一七七カ国の女性議員の進出度は平均一六・二%であり、日本は世界の平均から七ポイントも低い。比率ランキングも一二九位と、先進国中最も進出が遅れている。諸外国から、暮らしが豊かで教育も行き渡っている日本が、なぜ女性議員が少ないのかと、しばしば問われるところである。歴史・社会を踏まえた各国の政治・議会制度の違いが、女性議員の進出度合いに繋がることは言うまでもない。

■進出を促す比例代表制とクォータ制度

選挙で議席を獲得するには、地盤、看板、鞆の三バンが不可決要件とされるが、選挙制度も大きく影響する。戦後初の第二二回総選挙は、大選挙区制限連記制で一枚の投票用紙に二～三名連記できた。この制度が女性議員数に影響を及ぼしたことは、翌四七年の総選挙が中選挙区単記制に改正され、女性議員が一五名に激減したことからも明らかである。以後、低迷が続いていたが、一九九六年の第四一回総選挙では、小選挙区比例代表並立制に改正され、小選挙区七名、比例代表一六名、計二三名に増えた。比例代表は、各政党の得票数に応じて当選者が割り当てられ、各政党が提出した名簿の順位に従って当選者が決まる。したがって、女性候補を名簿の上位に置けば当選は可能である。一九九六年、二〇〇五年の総選挙で女性議員が増えたのは、比例代表制が主な要因であった。

比例代表制を採用している国は女性議員数

〈別表〉世界女性国会議員比率ランキング
2005.10.30現在

順位	国	順位	国
1	ルワンダ	17	ドイツ
2	スウェーデン	46	カナダ
3	ノルウェー	54	イギリス
4	フィンランド	79	アメリカ
5	デンマーク	85	韓国
6	オランダ	96	フランス
7	スペイン	104	イタリア
8	キューバ	122	ロシア
9	コスタリカ	129	日本
10	モザンビーク		

（出典）市川房江記念会

（注） アミかけはG8（先進8カ国）

が多い（別表）。IPUの二〇〇五年一〇月末現在の世界ランキング第一位はルワンダであるが、これは暫定国会のための特異現象である。ルワンダ以外の上位はつねにスウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、オランダなどの北欧諸国が占めており、これらの国の選挙制度はいずれも比例代表制である。加えてこれらの国では、女性の議会

進出を確保するため、「クォータ (Quota) 制度」が採られている。

「Quota」は、「割り当り」の意味で、「Quarter」(四分の一)ではない。クォータ制度とは、構成員の一定割合を特定の集団(女性、少数民族など)に割り当てる制度で、議員数におけるクォータ制度としては、フランスのように法律で制度化している国と、ノルウェー、スウェーデンのように政党が自発的に候補者に占める女性の割合を一定以上にしている国がある。

多くの国は、法律によるのではなく、政党が内部規定を設けている。

議員のクォータ制度を最初に導入したのはノルウェーの民主社会党で、一九七三年、候補者の女性比率を四〇%以上とした。現在では多くの政党に広がっており、一九八八年には、国の審議会や国会の委員会の女性比率を四〇%以上とする男女平等法の改正が行われている。

スウェーデンでは、一九九四年の選挙で多数の政党が男女交互の候補者名簿を作成した。それ以外の政党でも候補者のほぼ四〇%は女性であった。ドイツの緑の党、社会民主党、イギリスの労働党なども同じような試みを行っている。

法律でクォータ制度を導入している代表例は、二〇〇六年六月に制定されたフランスの「パリテ法」である。「パリテ (Parité)」とは、「同数」の意味であり、候補者を男女同数とするよう政党に義務づけた。この割合に満たない政党は、政党助成金を削減される。ただし、地方議会では法の成果が顕著に出て

いるが、フランスの下院は小選挙区制であるため、国政選挙での成果は大きくない。

韓国は、二〇〇〇年に政党法を改正し、国、道、広域市議会議員選挙の比例代表選挙について、女性候補を三〇%以上推薦しなければならないというクォータ制度を導入した。二〇〇二年および二〇〇四年の法改正で、この比率は五〇%以上に引き上げられ、選挙区選挙においても女性候補を三〇%以上とする努力規定と三〇%以上とした場合の政党助成金の加算規定が設けられた。さらに、二〇〇五年六月には、クォータ制度の規定を公職選挙法に移し、市、郡、自治区などの基礎的自治体にも比例代表制とクォータ制度を導入し、さらに政党助成金の加算措置も強化した。

■格差是正の根拠としての国内法制

日本国憲法は男女平等の選挙権、被選挙権、公職就任権を保障している。しかし、政治権力の座は男性が占めており、このことは日本のみならず世界共通の現象である。

男女差別のように、歴史的、社会的、文化的に形成された格差を是正するため、現在不利益を被っている集団に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的に機会均等を実現する暫定的な措置をアフターマティブ・アクション(またはポジティブ・アクション)という。クォータ制度はその一つである。

このアフターマティブ・アクションに關し、女子差別撤廃条約第四条第一項は、以下のように規定している。

「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止しなければならない。」

すなわち男女格差是正のため、特別に女性を登用しても逆差別とされないのである。日本は一九八五年にこの条約を批准した。

わが国では、一九九九年に、男女共同参画社会基本法が制定された。前文に男女共同参画社会の実現を二一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるように男女間格差を改善する「積極的改善措置」が明記された。国の男女共同参画推進本部(本部長は内閣総理大臣)は、社会のあらゆる分野において二〇二〇年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも三〇%程度になるように目標を設定した。

しかし、わが国では、パリテ法のような法律を制定する見通しはない。もっとも、比例代表制の下で政党自身がクォータ制を採用すれば女性議員は増えるであろう。ただし、女性議員の輩出は、選挙制度だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立させうる社会的な環境整備が必要である。北欧の女性議員の進出は、社会福祉等この環境整備がなされているからである。

政治意識の向上をめざして

神戸婦人有権者連盟

幅広いテーマで「勉強会」を開催

六月一二日午後一時三〇分。神戸勤労会館の会議室で「勉強会」が始まった。聖泉大学

人間学部の方蘇春教授が「私から見た中近東」をテーマに、パレスチナやイスラエル、イラクなどをめぐる複雑な歴史や宗教の問題、紛争などについて分かりやすく解説。参加した五〇代から九〇代の二四人の女性は、真剣に耳を傾けていた。一時間ほどの講義が終わると、参加者は講師に次々と質問をぶつける。「平和を求めるはずの宗教がなぜ戦争の原因になるのか」「米国がイラク戦争を始めた真のねらいは何か」――核心を突く質問の数々に、参加者の問題意識の高さがうかがえた。

勉強会は、「政治をよく知って積極的に活動し、有権者としての政治的責任を果たし、よりよい社会にするために協力すること」を目的に活動している神戸婦人有権者連盟が、

メイン事業として毎月開催しているものだ。

「女性の政治意識と教養の向上を図り、有権者としての自覚と諸問題の判断力を身につけて、選挙での一票の質を高めるのが勉強会のねらいです」と福家清美会長は話す。

平成一七年度は、「『政府の失敗』と『市場の失敗』」「イスラームの教えと政治体制」「シルクロード展」「源氏・平家と阪神地方」「東アジアをめぐる国際環境」「ポスト小泉と日本政治」「戦後日本と日系米国人」など、政治や国際情勢を中心にした幅広いテーマで実施。同連盟の顧問を務める神戸大学の野口寛名誉教授をはじめ、神戸学院大学の谷口弘行前学長、帝塚山大学の伊原吉之助名誉教授、関西大学の越川正三名誉教授、園田女子学園大学の田辺眞人教授、関西学院大学の森脇俊雅教授など、そうそうたる講師陣を招いている。「日本の政治や米国、中国、中近東、歴史、美術などのテーマを中心に、講師はおおむね固定していますが、会員からの要望で新たな

テーマも加えています。新しくお願いした先生は、勉強会に臨む会員の真剣な姿勢に驚かれます」と福家会長は説明する。

勉強会は一時間半程度で、毎回三〇人前後が参加している。毎月の勉強会のほか、五月には総会、十一月にはバザー、一月には新年会を開催するとともに、三月にはバス研修ツアーを実施して会員の親睦を深めている。

さらに、常時啓発活動として、兵庫県選管との提携事業や、勉強会の結果をまとめた会報紙（B5・平均八頁・二〇〇部）の発行などに取り組む。また、臨時啓発活動として、国政選挙の候補者への明るい選挙実践などを求める要望書の提出や、街頭での投票参加呼びかけ運動などを展開している。



方蘇春教授が講義した6月12日の「勉強会」

昭和二五年四月の発足

政治に高い関心を持った四一人の女性によって神戸婦人有権者連盟が発足したのは、昭和二五年四月のことだ。昭和二十一年に女性が参政権を獲得して初めての衆議院選挙が行われたが、女性の政治に対する関心が薄いと指摘を占領軍兵庫軍政部から受けた。軍政部のジョセフィン・コレティ女史が通訳をしていた足立文栄さん（のちの連盟初代会長）に「婦人の政治啓発団体を創りなさい」といったのが、連盟発足のきっかけだったという。

「足立初代会長とともに設立の中心となった母里美枝第二代会長によれば、親睦ではなく明確な活動の目的を持ったしつかりした会にすること、神戸市全体に向かっての啓発活動には有能な婦人が二〇人か三〇人いれば充分で、『量より質の良い人を集めなさい』とコレティさんにいわれ、参加者を募ったそうです。母里元会長は、平成七年一月の阪神・淡路大震災で亡くなられ、また、多くの会員が大きな被害を受けましたが、その悲しみと困難を乗り越え、震災発生半年後には勉強会を再開しました。勉強会は、連盟が発足してから五五年以上続けています」と前会長の酒井和子顧問は振り返る。

「二党一派に偏さない。ただし個人としては特定の政党を支持することを妨げない」と

しているのが連盟の特色だ。趣旨に賛同する有権者であれば誰でも参加できる。会員は神戸市や近隣市在住の五〇代〜八〇代の女性を中心に、今年六月一二日現在七六名。男性にも門戸を開いており、二名の男性会員がいる。活動は、①会員の年会費三〇〇〇円と通信費二〇〇〇円、②賛助会費一口一〇〇〇円、③勉強会の当日会費五〇〇円、などで運営。兵庫県選管から提携事業として年一回の講師派遣や神戸市選管から勉強会会場の支援を受けている。

若い会員を増やすことが課題

様々な分野の有識者から意見を聞く勉強会によって、会員の政治意識が高まっていることは間違いない。また選挙候補者への要望書提出や、棄権防止の呼びかけなどの臨時啓発活動は高く評価され、国、県、市などから様々な表彰を受けている。

これら成果を踏まえ、連盟が目標とする理念をさらに浸透させていくには、会員を増やし、活動の輪を広げることが必要だ。会員の高齢化や若年層の投票率低下が課題となる中、若い会員を増やしていくことも求められている。口コミによる勧誘が中心で、母親や友人に誘われて参加した会員が多いのが現状だが、勉強会の案内を新聞に掲載してもらうなどPRに努めている。また、情報発信に向

け、ホームページの開設も検討しているところだ。

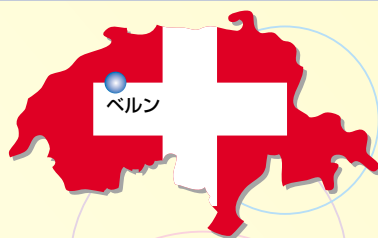
連盟は女性参政の動きとともに歩みを進めてきたが、女性参政六〇周年を迎えたことに對し、七五歳の会員は、「参政権を得た頃は、若い力が声を大にすることで日本や未来を変えていけるとの夢を抱きました。大きな流れに安易に身を任せるのではなく、二一世紀の日本の未来に向けて、自分たち一人ひとりの力で国を変えたいという心構えを持つことが大切だと思います」と話す。

「国際社会の一員として、グローバルな視野を持って一票を考えていく必要があるのではないのでしょうか。男女共同参画の時代にあっても、女性ならではの使命感とプライドを発揮していきたいと思っています。こういう会は絶対必要なので、ぜひ引き継いでいきたい」と福家会長は今後の抱負を語っている。



右から、福家清美会長、酒井和子顧問、河野洋子副会長

いまだ健在、スイスの直接民主制



日本でも自治会や町内会
は全員参加の総会で物事を
決める例が珍しくないが、
自治体から州、連邦に至る
まで直接民主制を貫いてい
る国はスイスくらいのもの
だろう。スイスでも、連邦
や州には議会があるし、市

町村に相当するコミューンでも規模の大きい
ところは議会がある。しかし、重要事項は市
民が直接決めるというのが、スイスの伝統だ。
コミューンの八割は、住民総会が最高の意思
決定機関であり、少なくとも年一回開いて重
要事項を決める。州レベルでも山岳地帯の人
口の少ない州では、今でも住民総会を開いて、
州法の制定や州財政の決定などを行ってい
る。住民総会は、一三世紀にハプスブルグ家
から自治を勝ち取った頃からの伝統である。

連邦や大半の州ではさすがに住民総会とい
うわけにはいかないが、それに代わるレファ
レンダム（国民・住民投票制度）がある。連
邦レベルでは年四回実施され、義務と任意の

二種類ある。連邦議会が可決したすべての憲
法改正と国際機関への加盟に関しては、義務
的レファレンダムとして自動的に国民投票に
付され、国民に承認されなければならない。

連邦議会が可決した法律に関しては、九〇日
以内に有権者五万人以上の州が署名が集まるか、
連邦を構成する八以上の州が要求すれば、任
意のレファレンダムが成立して投票に付され
る。国民投票案件は年一〇件前後あるから、
選挙よりはるかに頻繁である。州やコミュニ
ンにおける住民投票の対象は、連邦に比べ広
範囲となる。例えば、一定額以上の財政支出
には通常住民投票による同意が必要だから、
住民投票は日常茶飯事になる。二〇一〇年の
冬季五輪誘致に名乗りを上げていたベルン市
が途中で辞退したのは、住民投票の結果必要
な財政支出ができなくなったためだ。ジュネ
ーヴ市が交通渋滞を解消するために計画され
たレマン湖の東西を結ぶ橋の建設は、住民投
票で否決され、ご破算になった。

憲法の改正や法律の制定改廃を住民が請求
するイニシアティブ（国民発議権）も、直接民

主制にとって重要な制度である。連邦レベル
では連邦憲法だけが対象となり、一八カ月以
内に有権者一〇万人以上の署名が集まればイ
ニシアティブが成立し、レファレンダムに付
される。州・コミューンでは有権者の数に応
じて一定の署名が集まれば成立し、その対象
は州法の制定改廃について認められている。

こうして見てくると、スイスでは、議会が
最高の議決機関という間接民主制の国とは違
って、議会は住民が直接判定を下すための
審判をする機関にとどまるといえそうである。

直接民主制がうまく機能しているのは、人
口規模が小さいせいもある。スイスには九州
とほぼ同じ面積に愛知県並みの七〇〇万人余
りが住んでいる。州は二三あるが、人口一〇
〇万規模の大規模州は二つしかない。住民総
会がある州の人口は三万〜五万程度だ。コミ
ューンは約二九〇〇もあり、平均人口規模は
二二〇〇人程度でしかない。

スイスの直接民主制には、国民が直接、政
治的な決定に参加できるという大きな利点が
ある。しかし、有権者は、判断がつきにくい
採決項目には反対票を投じるという傾向にあ
り、過去の投票の結果、約半分の採決項目は
否決され、イニシアティブは一割しか信任さ
れていない。平均投票率はおおよそ四割である。

ドイツの政治教育（第1回）

政治をよく知り、 それに参加する 市民を育てる

近藤 孝弘（こんどう たかひろ）

1963年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。現在、名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授。専門はドイツとオーストリアを中心とする現代ヨーロッパの政治教育と歴史教育。主著に『ドイツの政治教育』（岩波書店）、『自国史の行方—オーストリアの歴史政策』（名古屋大学出版会）、『国際歴史教科書対話』（中公新書）など。

若者を中心とした政治への無関心は、多くの先進国が共通に抱える問題です。ドイツも日本ほどではありませんが、若年層の投票率の低下に悩んでいます。ただ、ドイツには、世界に類のない政治教育と呼ばれる民主主義のための仕組みがあります。

これから5回にわたって、選挙教育をはじめとするドイツの政治教育を紹介していきます。私たちと共通する問題に対してドイツがどのように対応しようとしているのかを知るところから、ひるがえって日本の社会の現状について、さらには、より民主的な社会を築く方法について考えるヒントを探ってみることにします。

■政治教育という言葉

日本に暮らしている私たちの普通の語感では、「政治教育」という言葉には、厳めしいというか、少しいかがわしい雰囲気さえ漂っているかもしれません。たとえば学校の時間割の中に「政治教育」という時間があつたら、ほとんどの人は驚いてしまうでしょう。

ドイツでは違います。私が二〇〇三年から〇四年にかけて滞在したブランデンブルク州

では、すべての学校に文字どおり「政治教育（politische Bildung）」という時間が設けられています。これは、日本でいうと中学校の公民や高校の政治・経済にあたる教科の名前ですが、この言葉は、もっと広く、学校の内外で行われる市民の政治的判断能力と政治参加の能力を育てる教育全般を指しても使われます。

こうした教育活動は、民主主義を守り、また発展させるためにとても大切であると考え

られています。人々が、政治を汚いもの、できるだけ距離をとった方がよいものであるかのように感じるところから民主主義は空洞化していくというのが、ナチズムの悲惨な経緯から得られた教訓です。政治を良く知り、それに積極的に参加する市民を育てる政治教育は、まさにドイツの民主主義の生命線なのです。

■政府機関としての政治教育センター

政治教育の国ドイツでは、かつての首都ボンに内務省管轄の連邦政治教育センターが置かれていたほか、各州にも州立の政治教育センターが設置されています。

これらの機関の活動は多岐にわたります。自ら政治教育のためのシンポジウムやイベントを開催するほか、学校の教員に向けた情報提供や新しい政治教育教材の開発なども行っています。特に、連邦政治教育センターがほぼ毎週発行する『政治と現代史から』は、世界の多くの研究者が目を通す優れた政治雑誌です。

さて、このような政府機関が政治教育を行うと聞くと、日本の読者の中には、それでは政府に都合の良いことばかりが教えられるのではないかと心配される方がいらっしゃるかもしれません。ドイツにも、そういう不信の声がないわけではありません。特に冷戦時代には、連邦政治教育センターは保守的だと評されることもありましたが、今では、少なくともセンターが存在することへの批判を聞くことはまずありません。

ドイツは論争文化の国ですから、こうした

批判が見られないことの方がむしろ不思議なくらいですが、そこには、やはり個々の政策批判も含む多様な見解が政治教育という場で表明されているという事実があります。そしてこの背景には、冷戦の終結という世界情勢の変化もさることながら、民主主義の安定という要因が働いていると考えられます。

つまりドイツでは、連邦政府でも各州政府でも政権交代が比較的容易に起こります。それに対して教育という営みには一定の継続性が必要で、大きな変化はなじみません。内容がころころ変わっては、信用を失ってしまいます。だからこそ政治教育においては多様な主張がいつも表明されることになります。対立する見解がバランス良く紹介されることで、全体的に見て中立性が保たれるのです。

また、たしかに主要な政党間には世界観や価値観の相違がありますが、彼らのあいだには、そうした相違は民主的手続きによって調整すべきであるというコンセンサスもあります。ちなみにドイツ語では、「妥協」や「譲歩」という言葉は良い意味で使われます。

政治教育は、民主主義を支え発展させるための存在であると同時に、それ自身が成熟した民主主義によって支えられていると考えてよいでしょう。

■政治教育コンクール

次に、連邦政治教育センターの具体的な活動例として、一九七一年以来続けられている政治教育コンクールに注目することにします。

この教育プログラムでは、毎年、五つから六つの課題がセンターによって提示されます。具体的には「私たちも政治参加する」や「テレビのトークショーは現実？ それともフィクション？」、あるいは「障害者との共生」といったようなアクチュアルなテーマが選ばれることが多いようです。参加する生徒は、クラスごとにこれらの課題から一つを選び、教師の指導も受けながら、しかし基本的には自分たちで数カ月間にわたって研究を進め、その成果を連邦政治教育センターに報告します。そして、独創性や説得力、さらにプレゼンテーションの巧みさといった観点から優秀と認められると、たとえばパリやプラハへの研究旅行がプレゼントされる、というものです。

このコンクールは、連邦政治教育センターと学校（小学校から高校まで）とが協力して行う教育活動ですが、二〇〇四年度には全国から二三四〇件の応募を集めるなど、これまで大きな成功を収めてきたと言われています。

また、もう少し高い年齢層を対象にしたイベントとしては、二〇〇二年に実施された「民主主義を売り込もう (Branding Democracy)」が目をはきまします。芸大などに通う大学生を対象にした、このコンクールの課題は、民主主義のブランドを制作するというものでした。基本的なコンセプトは次のようなものです。

現代人は言うまでもなく、衣類や自動車から食品まで様々なブランドの商品に囲まれて生活しています。その一方で、売ることも買

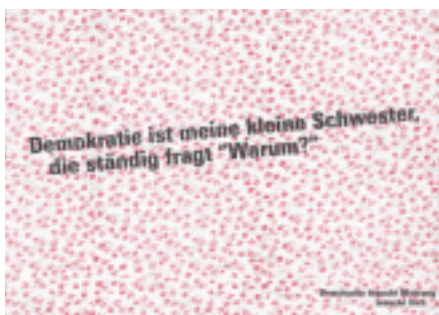
うこともできない民主主義のためにお金を払う人や、ブランドを作ろうとする人はいません。これでは日々の生活のなかで、民主主義は他の商品との競争に敗れ、私たちの関心を引かなくなってしまうです。そこで、民主主義の重要性を多くの人々に知ってもらうために、自分たちでブランドを作って売り込もう、というわけです。

お気づきのように、ここには急速な社会の市場化に対する風刺も少しばかり効いています。政治教育は知的で魅力的でなければ、効果が期待できません。

さて、このコンクールには一八〇件の応募がありました。第一位に選ばれたのは、ベルリン芸術大学に学ぶ女子大生の作品でした。「民主主義って、私の小さな妹みたい。いつも『どうして？』って聞いてくる」

このような教育活動を使命とする政治教育センターは、選挙教育にも熱心です。

今回は、このドイツにおける選挙教育について詳しく紹介したいと思います。



「民主主義を売り込もう」コンクールで1等を受賞したマクダレーナ・カレンベルガーさんの作品。(連邦政治教育センター提供)

民主主義って、私の小さな妹みたい。いつも「どうして？」って聞いてくる。

民主主義は意見を必要としている。
そしてあなたを。

人をその気にさせるコミュニケーション

第2回

コミュニケーションの 基本を身につける

福田 健 (ふくだ たけし)

会話の基本は 相手の目を見て話す

メール全盛時代だが、人の心を捉えるには、直接会って話すのが一番である。会って話せば理解が早い。メールは、手軽で便利なコミュニケーションのツールである。ケータイでも簡単にできるため、いたるところでメールのやりとりが行われている。その結果、コミュニケーションをメールに頼りすぎる傾向が出ている。ドイツの諺に「書面は顔を赤らめない」というのがあるが、対面のコミュニケーションでは、顔、表情、視線などが言葉に心をかよわせる働きをする。同時に、言葉以外の要素は、相手の目に強い印象を与える。目から入る刺激に、人は強く影響されるのである。液晶の画面いっぱい涙の記号を写し出しても、目の前にいる相手の目からこぼれる、一粒の涙にはかなわない。人と話をする場合、お互いに目と目を合わせて話すことが大切である。

話し上手は聞き上手

会話では、「話す」「聞く」はま

ったく対等の関係にある。コミュニケーションという、いかに上手く話すかが真つ先に頭に浮かぶ。しかし、話すことに気をとられ聞くことをおろそかにしては、良好なコミュニケーションは成り立たない。「話すのは難しいが聞くぐらいなら、私にもできる」こんな声を耳にするかと思うと、「話しベタとばかり思い込んでいたが、実は聞きベタだったのに気がついた」という人もいる。事実、コミュニケーションがうまくいかないケースでは、聞き方に問題があることが多い

実際のところ、話すのが難しければ、聞くのも難しいのである。話すのが働きかけなら、聞くのも受け身ではなく、働きかけなのである。コミュニケーションにおけるトラブルの多くは、一方的に話をしたり、相手の話をきちんと聞いていないことが原因なのである。コミュニケーションを良好に保つためには、「話す技術」と同時に「聞く技術」を身に付けなければならない。

人を動かす、すなわち人をその気にさせ行動させる力が、聞き手

に備わっていないなければならない。聞く能力が高いと、相手の言わんとするところがわかるので、話しがよくかみ合うのである。逆に、聞く能力が低いと、会話は行き違ってしまう。話し手は、聞き手がどんな態度で話を聞いているかに、強く影響される。あなたが話しているとき、相手の目がキョロキョロ動いていたらどんな気分になるだろう。また、一所懸命話しているのに、相手からは「うん」とも「すん」とも反応がない。この場合も、「この人はちゃんと聞いているのだろうか」と心配になって、だんだん話す気がしなくなってくる。

いずれの場合も話しにくく、簡単に話せることでも、手間取ってしまう。ところが、次のような聞き方をされると、気持ちが悪く着き安心して話せるようになる。

- ・きちんとこちらを見ている。
- ・要所所であいづちを打ってくれる。
- ・生き生きした表情を向けている。

「話す」と「聞く」は キャッチボール

相手に話しかけたときに無視されたり、自分の方を見て話してもええなかったり、そっけない態度で返事をされたならば、話し手はその人に対してあまりよい感情を抱かない。逆に、話しかけた相手が、自分の方を見て、しっかりと話を聞いてくれば、安心感、満足感をもって話すことができるのである。ちゃんと聞いてくれているという手応えが感じられ、自信を持って話せるようになる。どんな態度で聞くかで、話し手は変化するのである。「話す」「聞く」は一連の動作であり、会話とは相手とのキヤッチボールである。

短い話でも、その場をたちまち楽しくする。思わずニヤリとしたり、笑い出したくなったりする。それは「ジョーク」である。

クリントン大統領の時代に、大統領の令嬢が風邪を引いて病院に行った。ドクターに、「注射を打つから、ご両親の了解をとって欲しい」と言われた。早速、母親に電話すると、ヒラリー夫人いわく、「ママは忙しいから、パパに電話しなさい」。現役の大統領が忙しくないわけがない。でも、しっか

り者のヒラリー夫人の姿がちらついたりもする。「まさか」「もしかして」と思わせるところに、このジョークのおもしろさがあるのだ。しかし、このジョークのおもしろさが分からない人もいるであろう。たとえ少々つまらないジョークでも聞き手が気持ちよく笑ってくれば、話し手はリラックスした気持ちで本題にはいることができる。話し手は何より、聞き手の反応を気にするものである。

このように「話す」「聞く」のキヤッチボールでは、しばしば聞き手が主導権を握ることがある。会話が活気づき、変化に富むかどうかは、言葉の返し方によって決まることも多いのである。ボールを投げても、気のない返し方をされたのでは、こちらも調子が出てこない。返してくれても、話を合わせてばかりいたり、おうむ返しするだけでは、退屈で思わずあくびが出てしまう。あなたの返し方次第で、会話は元氣になり平板なやりとりから抜け出すこともできるのである。

挨拶は大切な出発点

土光敏夫氏が東芝社長の時代の

話に、「会社に着いたその瞬間が大切だ。まず大きな声で『おはよう』をやる。できるだけ顔の筋肉を緩めてやる。ついでに冗談を飛ばす。あちこちから笑い声が上がると、つい我が儘も出る。やって欲しいことがあると、相手の都合などおかまいなしに、用件を持ち出す上司もいるのである。上司になると、自分からは挨拶もせず、ひどい場合は部下が挨拶してもろくに返事もしない人がいる。自分から何かを発してこそコミュニケーションが始まるのであるから、挨拶は大切な出発点である。むしろ、自分から部下に対して積極的に挨拶するようにしたいものだ。

上司と部下の間ではついつい壁ができてしまいがちである。「黙ってオレについて来い」の時代なら上意下達で組織が機能しただろうが、今の時代それは通じない。そもそも「話す」「聞く」のやりとりがバランスを保つには、上下の関係ではなく、水平の関係が求められる。上から下への一方通行ではコミュニケーションの双方向性が機能しなくなるからである。どの職場でも省力化が進み、人不足の時代である。ひまをもてあましている職員などいるはずもなく、お互い多忙な身である。上に立つ者は、忙しく仕事に向かっている部下に、なおあれこれと指示を与

えなければならぬ。頼み事をしなくてはならない場合も出てくる。相手の立場になつてというが、これはなかなか難しい。人間とかく自分中心であり、上司ともなると、つい我が儘も出る。やって欲しいことがあると、相手の都合などおかまいなしに、用件を持ち出す上司もいるのである。上司になると、自分からは挨拶もせず、ひどい場合は部下が挨拶してもろくに返事もしない人がいる。自分から何かを発してこそコミュニケーションが始まるのであるから、挨拶は大切な出発点である。むしろ、自分から部下に対して積極的に挨拶するようにしたいものだ。

おはようくらい、誰だって言っている。何を今更と、訝るむきもある。それだけに習慣や形式に流れて、単に声だけ出している、といった状態になつていく恐れもある。

気持ちを含めて「こちらから先に」「相手の目を見て」「話しかけた直後の相手の反応をしっかりとらえて」の三点を留意した「おはよう」がなされているかを自らに問いかけて欲しい。

行政改革推進法

行政組織のスリム化を目指す行政改革推進法など行革関連5法が成立しました。5～10年先を見据えて、政府系金融機関改革や国家公務員の削減などの工程を定めており、新政権に改革の継承を求めるものです。

●「行政改革」とは？

現代国家は、国民の福利増進のために積極的に活動することが求められます（福祉国家、行政国家）。その結果、必要以上に国家の行政機構が肥大化し、財政赤字が増大するという問題が生じてきます。先進諸国においては、オイルショックを契機にこのような傾向の転換を迫られ、一九七〇年代後半以降今日に至るまで、行政の効率的運営を図るための改革が図られてきました。「行政改革」とは、広くはこのような動きを一般的に指すものです。

●わが国における行政改革の流れ

日本では、一九八〇年代に臨時行政調査会（第二次臨調）を中心に行政改革の推進に着手したものの、一九九〇年代にはむしろ大型公共事業を通じて景気回復を図る施策が採用されたため、財政赤字は膨脹し続け、諸外国の行政改革の動きに大きく遅れをとるようになりました。

平成八年に橋本内閣の下で行政改革会議が設置され、平成一〇年に成立した「中央省庁等改革基本法」を受けて平成一三年一月に中央省庁再編が行われましたが、特殊法人、公務員制度、国・地方間の役割分担と税財源などの課題は積み残されました。

これらの課題に取り組むため、平成一七年までを集中改革期間とする「行政改革大綱」（平成一二年二月一日）が閣議決定されました。その後、小泉政権下において、行政改革は構造改革の重要な柱と位置づけられ、平成一六年二月二四日には「今後の行政改革の方針」が閣議決定されるとともに、郵政民営化、道路公団の民営化、独立行政法人の統廃合、三位一体改革等が進められました。

●行政改革推進法の位置づけ

自民党総裁としての任期切れを今年の九月に控えた小泉首相の指示により、平成一七年二月二四日には、改革項目ごとにより具体的

的な施策内容に踏み込んで今後の方針を定めた「行政改革の重要方針」が閣議決定され、これを受けて、今年の通常国会には行政改革関係の法律案が多数提出され、成立しました。このうち、具体的な制度の変更を行う立法としては、公益法人改革関連法、公共サービス改革法（市場化テスト法）、国有財産有効活用のための国有財産法改正、独立行政法人の整理・統合等のための各独立行政法人法の改正などがあります（社会保険庁改革関連法は成立に至らず）。

これに対し、行政改革推進法（正式名称は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」）は、先の「行政改革の重要方針」のうち現時点では具体的な制度化には至らないものについて、小泉首相が退陣した後もその「改革路線」が引き継がれるように法律で今後の政策を方向づけるという意味合いを持つものです。したがって、この法律には今後行うべき施策の方針や数値目標とその時期だけが定められており、個々の改革の具体化については、その方針に沿って今後順次立法化されていくことになります。

●行政改革推進法の内容

（１）基本理念

行政改革は次のことを旨として行われなければならないことが定められています。

・政府が実施する必要性の減少した事務および事業を可能な限り民間に委ねて民間活動の領域を拡大すること。

・行政機構の整理および合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えること。

(2) 重点分野と基本方針

改革の重点分野とその基本方針の概要、そして現在の進ちょく状況や今後の見通しは下表のとおりです。

国会における行政改革推進法の審議においては、国家公務員の天下りやこれと結びついた官製談合や不適正な随意契約についても行政改革の課題として対処すべきであるとの野党からの追及がありました。また、同法で完全民営化の方向が示された商工組合中央金庫について、自民党から民営化による利益追求により中小企業が切り捨てられないかとの懸念が示され、経済産業大臣が将来の政府関与を含みを持たせる答弁をするなど、今後の制度化への紆余曲折を思わせる場面もありました。先述のように、この法律は今後の行政改革の基本方針を定めたものに過ぎず、制度の具体化に際しては支持団体の意向を受けた政党や省庁の抵抗も予想されるため、国民による監視が重要となってくるでしょう。

重点分野	基本方針	現状・今後の見通し
1. 政策金融改革	①平成20年度に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫および国際協力銀行の現行5機関を一本化。 (沖縄振興開発金融公庫は24年度以降に移行、国際協力銀行の政府開発援助機能は国際協力機構に移行) ②商工組合中央金庫・日本政策投資銀行は完全民営化。 ③公営企業金融公庫は廃止。	①新機関は平成20年10月に政府全額出資の株式会社として発足。 ②商工組合中央金庫・日本政策投資銀行は特別な根拠法に基づく特殊会社とし、5～7年程度で会社法上の株式会社に移行。 ③地方公共団体は共同して、資産調達のための新組織を自ら設立する。国は必要な法制度を整備する。
2. 独立行政法人の見直し	・国の歳出削減を図る見地から、組織・業務やこれに影響を及ぼす国の施策のあり方について検討。 ・融資等業務を見直し。	今夏、政府が見直し基準を提示する予定。
3. 特別会計改革	・今後5年間を目途に改革。資産・剰余金のスリム化等により合計20兆円程度財政健全化に貢献。 ・現在31ある特別会計を統合、独立行政法人化、一般会計化等により1/2～1/3程度に減少。特定財源も見直し。	・平成18年度は、財政投融资特別会計の積立金の国債残高圧縮への活用、複数の特会から一般会計への繰入れにより13.8兆円貢献。 ・平成19年を目途に個別の特会の統廃合等を定める「特別会計整理合理化法案」を提出の予定。
4. 総人件費改革	・国家公務員を今後5年間で5%以上純減。 ・職務と責任に応じた給与体系、民間賃金との比較方法等についての人事院の検討状況を踏まえ、給与制度の見直し。 ・地方公共団体に対し職員数の厳格な管理を要請。 ・独立行政法人等の人件費を削減。	・一般の国家公務員(約33万人)を2010年度までに、5.7%以上純減することを閣議決定。 ・労働基本権の付与について今後政府で検討。
5. 国の資産・債務に関する改革	・国の資産を圧縮し、10年後にはGDP比を半減。	・国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議において検討し、都内233箇所の公務員宿舎の売却を都市再生本部において決定。

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関するユニークな取り組みをレポートします。

メイスイ

列島
フラッシュ

就学時から 選挙の重要性を認識 「選挙出前トーク」を学校で実施

〈愛知県〉

愛知県選挙管理委員会では、若者の投票率の向上をはかるため、さまざまな取り組みを行っています。県はこれまで、青年啓発指導者育成のため県内の若者を対象とした「ヤングフォーラム」を開催し、参加者による啓発用のホームページを作成していました。しかし、事業発足後六年を経過したことからこれを見直し、平成一七年度から新規事業として「明るい選挙推進サポーター制度」「選挙出前トーク」、学生の就業体験を目的とした「学生インターシップの受け入れ」などを実施しました。また、ヤングフォーラムをリニューアルした「ワークショップ2005」では、若者が企画した「選挙への行き方トラの巻」が作成されています。

明るい選挙推進サポーター制度は、県内の一八歳から二九歳の若者を募り、月一回程度「ネットワーク会議」を開き、政治や選挙について考える場としてもらうもので、お互いの意見交換のほか、若者向け啓発事業の企画・実施を行っています。平成一八年四月現在、一七名の登録があります。このサポーター制度は、「選挙出前トーク」の企画と実施、そして「ワークショップ」と連動しています。「ワークショップ2005」は、今年二月、明るい選挙推進サポーターとインターシップ事業として受け入れた大学生の企画により、延べ一六人の若者が参加して開催されました。彼らは若者の投票率を向上させるため協議、協力して、投票の仕方などについて自ら企画・デザインした「選挙への

行き方トラの巻」を作成しました。この「トラの巻」は、投票に行っただけの初心者でも、投票の仕方や選挙の仕組みなどが簡単に分かるようになっていたのが特徴。冊子はA4判四ページ、同選挙のホームページにも掲載されています。

未来の有権者である小・中学生や高校生を対象に、「選挙についての話」や「模擬投票」などを通じて、就学時から選挙の重要性を認識してもらうことを目的として、平成一七年度に初めて「選挙出前トーク」が実施されました。まず小中高それぞれ一校をモデル校に選んで実施し、その後市町村の教育委員会を通して募集したところ、マスコミが取り上げてくれたこともあり、四二校が応募。日程などの条件を調整した結果、一九校（小学校一五、中学校二、高校二）で実施し、参加生徒数は一六八七人に及びました。

実施の一例を紹介します。

県や市町村選挙管理委員会の職員と前述の明るい選挙推進サポーターがチームを組んで学校を訪問



選挙への行き方トラの巻

し、社会の授業の一コマ、約一時間を使って行いました。

会場は体育館を使い、まずは選挙管理委員会の職員が生徒に選挙の歴史や意義、そして選挙の大切さなどを説明します。

次に、この選挙出前トークの一番の特長である、生徒に投票の体験をしてもらう、「模擬投票」が始まります。体育館などの広いスペースに、選挙のときに実際に使う記載台や投票箱を選管が持ち込み、投票所を再現し投票管理者や立会人も生徒から選びます。そし



質問コーナー、みんな積極的

て、サポーターの若者が進行役となり投票が始まります。投票は、小学校では明るい選挙推進協会のキャラクターの「めいすい君」と愛知県選挙管理委員会のキャラクター「イッピーウ君」のどちらがかわいいかを決める投票をしてもらうというものです。

中学校や高校では、候補者に扮したサポーターがテーマを決めて演説を行い、生徒に投票を訴え、投票が行われます。

まず投票所入場券を持った生徒が受付に来て、選挙人名簿との対照が行われたあと投票用紙が交付され、本物の記載台や投票箱を使って記載・投票を行い、実際の投票所での手順を体験してもらいます。開票作業も選管職員の手によって行われます。

「質問タイム」では、明るい選挙推進協会のキャラクターの「めいすい君」が登場し、生徒からの質問に回答し大いに盛り上がりました。

サポーターとして、出前トークに参加している武田恵美さん（名古屋音楽大学大学院生、サポーター歴二年目）と山内候祝さん（自営業、サポーター歴二年目）は、実施

の感想を次のように語っています。

「出前トークはやればやるほど、よし次はこうしよう、こうすればもっとおもしろくなるはず、と意欲がどんどん沸いてきます。とちったり、失敗したりすることもあります。『ボラティアによる手づくりトーク』。会場の子どもたちも逆に大笑いしてくれたり、温かい目で見守ってくれている感じがします。今、一番やりがいを感じています」（武田さん）。

「出前トークでの子どもたちへの啓発活動には手ごたえを感じています。『模擬投票』では、選挙の争点をどうするか、二人の候補者の違いをどうするかなど、決めるのはサポーター。例えば片方を『環境保全派』にしてもう一方を『都市開発派』にすると、子どもたちなりに『ふるさとをどうするか、自然をそのまま残すのか、それとも開発してもっと便利にするのか』を考え友だちと話し合い、自分で選択することを学んでいきます。子どもたちが真剣に話しを聞き、活発に質問してくれると、やはりうれしいです」（山内さん）。

また、この事業の成果について、

岡田順児・愛知県選挙管理委員会主事は次のように話しています。

「参加してくれた子どもたちへのアンケートでは、八割以上の子どもたちが『良く分かった』と、そして八割弱の子どもたちが『模擬投票が一番よかった』と回答しています。また、多くの子どもが家に帰ってから『出前トーク』の話をし、投票に積極的ではない家族には投票に行くように意見をす、ということもあったようです。

このように、就学時から選挙の重要性を認識してもらうというこの事業の目的は十分果たされていると考えています。これもサポーターの皆さんの若いエネルギーと企画力のお陰と感謝しています。」

今年度

は上半期に実施予定で、すでに応募は五〇校に及び、現在調整中とのことです。



模擬投票での児童の投票

未来の有権者を育てる 社会科副読本を制作

〈沖縄県〉

沖縄県明るい選挙推進協議会と県選挙管理委員会は、中学生を対象とした、社会の課題を考え、解決する能力を養う「市民性教育」の副読本『小さな市民に大きな力 私たちのまちづくり』（中学社会・地域づくり総合学習用）（以下「本書」といいます）を発行しました。

若者の政治に対する意識の向上や投票率アップのための「副読本」を！

沖縄県の投票率は近年低下傾向を示しており、平成一七年九月に行われた第四回衆議院議員総選挙では六二・三五％と全国平均（六七・五一％）を五・一六％下回って全国最下位、特に若年層にその傾向は顕著でした。同協議会では、以前から若年層の政治離れや投票率の低下についての議論が行われていましたが、その中で、若者の政治に対する意識の向上や投票率アップにつながるような選挙啓発のための「副読本」を作成できないかということになりました。

そこで、同協議

会の会長を務める島袋純琉球大学助教授に協力をお願いしたところ、同大学の政治学研究室が中心となり検討を始め、南風原町子ども議会や琉球大学附属中学の協力によって、新



本書の内容

しい授業の実践を試みました。この副読本は、主として、この授業を通して得た多くの経験と反省を活用して作り上げたもので、平成一五年から編集作業が進められ、三年後の平成一八年三月に発行されました。

本書では、「政治」を身近でわかりやすい「地域づくり」として捉え直しています。そして、話し合いの場をしっかりとつくりあげながら体得していくという「話し合い学習」プログラムを採用。地域的な課題を発見し具体的な解決方法を立案することによって政治を学ぶ意義を理解できる内容となっ

ています。

「落ち葉で周囲を汚してしまおう木」や「学校のトイレ掃除を怠ける生徒」をテーマに、みんなが納得できる実行可能な解決方法を見つめるための話し合いを呼びかけるところから本書が始まります。

そして、生徒が実際に地域の課題を見つけ出し、その原因を調査し、課題を解決するために情報を入手する制度や、請願や陳情、署名活動など、市民が地域づくりに関わる手続きへと展開していきます。また、解決策や政策についての判断能力の質を高めるために、近年一般化されつつある「マニフェスト」の手法も取り上げています。

中学生用の副読本といえ、選挙のしくみや政治のしくみを分かりやすく記述するものがほとんどだったと思います。地域の課題を考え解決する能力を養う沖縄県の副読本は、全国初と言っていいでしょう。

市民の育成に役立てて

本書はA4判五四頁で二〇〇部作成。その半数は、琉球大学附属中学校の選択社会科の副読本として使用されており、今後の増刷も



決定されています。同協議会と県選挙管理委員会では、この副読本を「中学校の総合学習、若者による自治研究会、生涯学習の政治学級、市民による地域づくりの場などで積極的に活用してもらい、地域や学校などの身近な問題から政治を学ぶ理由について考え、まちづくりや地域づくりに参加できる“市民”を育成するために役立ててほしい」と話しています。

島袋 純さん

琉球大学助教
沖縄県明るい選挙推進協議会会長

インタビュー



——どのようなことがきっかけとなって、本書の発行を考えられたのですか？

島袋 「政治や政策について、どう判断すればいいか、どう行動すればいいか、学校でほとんど何にも習ったことがないのに、20歳になったからといって、いきなり判断しろ、投票しろと言われても、投票なんか行けるわけがない」という発表がありました。3年前の青年リーダー研修の時です。それに衝撃を受けたことがきっかけです。

それから、政治や政策について判断し行動する力をいかにして育むことができるかという問題意識のもとに、大学・大学院のゼミで中学生対象の授業を作っていました。「自分たちで課題を発見する」「自分たちで問題を分析する」「自分たちで解決策を立案する」というワークショップを中学生と重ねてきました。その成果と反省をもとに作られたのがこの副読本です。

——この副読本の特色は？

島袋 この副読本は、教員から生徒への知識伝達型の授業のためではなく、また一人読んで知識を得るというためのものでもありません。地域の政治、地域づくりの主体となるための課題発見力、解決策立案力、合意形成力という実践力を身につける「話し合い学習」「調べ学習」のグループ学習プログラムとなっています。教師の役割は「教えること」ではなく「ファシリテート（引き出す）」することです。それが活用方法の鍵となると思います。

——作成する上で困難だった点は？

島袋 中学生の社会的な課題、地域的な課題に対する理解力がどれだけか、そしてどれだけ高められるかを想定すること、それに沿ってスムーズに進め

るようにどのような章立て、単元の構成の仕方と流れを作っていくか、ということが非常に難しいところでした。

——評判はいかがですか？

島袋 全国で新たな選挙啓発活動や政治教育を行っている方々からは、非常に肯定的な評価を頂いています。実験的な試みで評判が分からなかったため、200部だけ刷って評判が良ければ増刷ということにしましたが、要望が多くこの程増刷することになりました。沖縄県内のすべての中学校に配布予定です。

——どのような活用方法をお考えですか？

島袋 現在は、琉球大学附属中学校での授業に用いているほか、琉球大学教育学部での大学、大学院の授業に一部を利用しています。市民団体での市民性教育にも活用しています。

中学生あるいは社会科を専門・テーマとする先生方に目を通して欲しいことはもちろんですが、それ以外でも実際の地域づくりに関わる方々に利用していただきたいと切実に願っています。特に、公民館主催の市民講座等に活用していただくことを念頭に置いています。

——明るい選挙啓発活動へひとこと

島袋 「私たちの広場」では、学校における政治・選挙教育の取り組みが頻繁に取り上げられおり、いつも参考にしています。明るい選挙啓発活動は、今後ますます、学校教育を含めた「市民性」教育プログラムの研究と開発、さらには実践に力を入れるべきではないでしょうか。

Tory

即位○



即位×

Whig



清教徒革命、クロムウエルの独裁を経て王政復古した後の一六八〇年頃、イギリス議会は、カトリックであるジェームズ二世の王位継承を巡って、即位を認めるトーリー党と認めないホイッグ党に分かれて対立した。これが二大政党制の始まりである。

第二回 二大政党制、議院内閣制の始まり

英国・選挙腐敗 防止の軌跡



画・東 芳純

ジェームズ二世はカトリック教徒を重用したので、プロテスタントがほとんどである議会は、彼の長女であるメアリー夫妻を新しく王に迎え、夫妻の共同統治となった。夫妻は即位にあたり、国王専制を否定し、議会の権限を認める「権利の章典」に署名した。

これが「名誉革命」であり、近代的な議会制民主主義の契機となった。



一七二四年ドイツから招かれて即位した
ジョージ一世は、英語がしゃべれず、国
政は一切内閣に委ねられた。
当時内閣を率いたのはホイッグ党のロバート
・ウォルポールで、今日では彼が初代首相と
いわれている。



ウォルポールは、一七四一年の総選挙で
ホイッグ党の議席を減らし辞職したが、
このことは、議院内閣制の先例を開くもの
であった。
しかし、次の首相もホイッグ党の有力者で、
トリー党とホイッグ党が
定期的な政権交代を行うようになったのは
一八三〇年代以降である。

一八世紀後半、産業革命の進展に伴い、
都市への急激な人口の集中が続いた。
都市住民の中には、選挙権の拡大を求める
声が高まり、徐々に有権者の数は拡大した。
しかし、一八六七年の選挙法改正後でも
全人口の七％に過ぎなかった。



TORY ↓ 保守党へ



WHIG ↓ 自由党へ

トリー党は地主、教会、貴族ら旧勢力を支持基盤とし、ホイッグ党はブルジョアジーや都市労働者を支持基盤として対立し、一九世紀前半にそれぞれ「保守党」「自由党」に改称した。



議会の権限が大きくなり、議員の身分が魅力あるものになるにつれ、候補者は金を使って票を買うようになった。
人を動かす元は金か暴力であり、金をばらまくのは何らおかしいことではない、という考えが支配的だったからである。



それを防止すべく、一六九六年には「供应防止法」が、一七二九年には「買収禁止法」ができたが、政治家、有権者とも意識が変わらず、全くといっていいほど効果は無かった。

■研修会の開催

当協会では、地域で明るい選挙推進運動を進めていただくリーダーを養成することを目的に、3種類の研修会を、全国を7つに分けたブロックごとにそれぞれ開催しております。活動事例の報告やワークショップなどを行います。

多くの方の参加をお待ちしております。参加をご希望の方は市区町村選管にお問い合わせください。

①中堅指導者養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会において、中堅の委員として活動している方です。目的は運動に対する認識をより深め、協議会活動の活性化に寄与していただくためです。

②コミュニティリーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会の委員で活動経験の少ない方や新任の方、または地域で各種ボランティア活動に従事されていて、新たにこの運動に参加していただけるような方です。目的は明るい選挙について理解を深めていただくことです。

③青年リーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会に委員として参加している大学生や社会人、各種団体で活動している若者です。目的は若者に明るい選挙推進運動に参加していただき、若者の視点で若者に選挙の大切さを呼びかけていただくようになることです。

研修会の開催日と開催地

ブロック	中堅指導者	コミュニティリーダー	青年リーダー
北海道・東北	未定(10月)	8月29日・30日	7月29日・30日
	宮城県	秋田県	山形県
関東甲信越静	未定(10～12月)	10月25日	9月9日・10日
	新潟県	栃木県	山梨県
東海・北陸	8月9日	未定(9～10月)	9月30日・10月1日
	福井県	岐阜県	三重県
近畿	未定(9～12月)	未定(9～12月)	未定(9～11月)
	京都府	大阪府	滋賀県
中国	9月21日・22日	7月27日・28日	香川県(済)
	鳥取県	広島県	
四国	10月20日	9月27日	香川県(済)
	徳島県	愛媛県	
九州	9月14日・15日	11月1日・2日	10月14・15日
	沖縄県	福岡県	宮崎県

インターネットムービー

当協会が昨年度から配信しているインターネットムービーが、「Yahoo! 動画」に取り上げられ、7月からカテゴリー「映画」の中のサブカテゴリー「オムニバス」で、無料配信されています。

<http://streaming.yahoo.co.jp/sub/movie/omnibus/>

子ども国会

本誌285号で紹介しました「子ども国会」が、今年も8月20日・21日に東京のオリンピック記念青少年総合センターで開催されます。応募資格は年齢が12～18歳の方で、応募締切は7月31日(当日消印有効)です。

詳しくは <http://kodomokokkai.net/> を！

編集後記

●特集は、今年が女性参政60年にあたることから、女性の参政権獲得運動の歴史、政治参加の歩み、海外事情などについて、それぞれの識者にご執筆いただきました。

●今号から、昨年度連載した「アメリカの有権者教育」に引き続き、「ドイツの政治教育」について5回シリーズで連載いたします。筆者は名古屋大学で教育学について教鞭をとられている近藤孝弘助教授です。

ドイツではナチズムへの反省を踏まえ、民主主義の発展のために政治教育が精力的に進められてきました。東西統一後は旧東ドイツ地域での西欧型民主主義の構築のための政治教育が進められています。政治教育の考え方、さまざまな活動を紹介いただくこの連載にご期待ください。

●次号の発行は9月下旬の予定です。

編集・発行 ● 財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル6F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ● 株式会社 公職研

ちょっと読んで
みませんキョ?



若者の声は ボリューム不足?

カラオケボックスの歌声のことではありません。

20歳代は人口が少ないのと投票率が低いとのダブルパンチで
選挙の投票者数は、50歳代の半分以下。

若い世代の意見が政治に届きにくくなっているのです。

暮らしへのリクエスト、未来へのリクエスト、

もっと声を出した方がいいのでは?

ネットムービー無料配信中

It's your CHOICE!
www.y-choice.jp

総務省・（財）明るい選挙推進協会